

愛知県図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度の導入により、愛知県図書館（以下「図書館」という。）の図書資料等を確保し、もって県民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者（以下「広告主」という。）が購入代金を負担して提供する雑誌の最新号のカバーに広告を掲載し、図書館の利用者の閲覧に供するものである。なお、図書館に提供された雑誌は、広告掲載が終了したあとも広告主に返還しない。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、広告掲載の対象となる雑誌を図書館に納入することで代えるものとする。

(広告掲載基準)

第5条 広告主及び広告の内容については、愛知県広告掲載要綱第3条第1項、第2項及び愛知県広告掲載基準の規定を適用するものとする。

(広告掲載の責務)

第6条 広告主は、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、原則として、4月1日から翌年3月31日までとし、年度途中に掲載を決定した場合は、掲載を決定した日以降で雑誌の提供が可能となった日からその年度の3月31日までとする。

2 掲載期間満了日の3か月前までに、図書館又は広告主のいずれかから解約の意思表示がない場合は自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(広告主の募集)

第8条 広告主の募集については、館長が別に定める。

(広告主の選定及び広告の内容審査)

第9条 図書館は、広告主を選定するとともに、広告主が提出した広告の内容を審査し、広告掲載の可否を決定する。図書館は、広告の内容について必要な修正を求めることができるものとし、広告主は、正当な理由がない場合は、図書館が求める広告の内容の修正に応じなければならない。

(広告内容の変更)

第10条 広告主が広告内容の変更を行う場合、図書館はその内容を審査し広告内容変更の可否を決定する。

(審査会)

第11条 前二条の審査を行うため、愛知県図書館雑誌スポンサー・広告審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 審査会の委員長は館長を、委員は副館長、資料支援課長、サービス課長及びその他館長が必要と認める職にある者をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副館長がその職務を代理する。

(会議)

第12条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。
- 5 前各項の規定に関わらず、委員長が適当と認めるときは、書類の合議をもって会議の開催に代えることができる。

(審査会の庶務)

第13条 審査会に関する庶務は、サービス課新聞・雑誌グループにおいて行う。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。